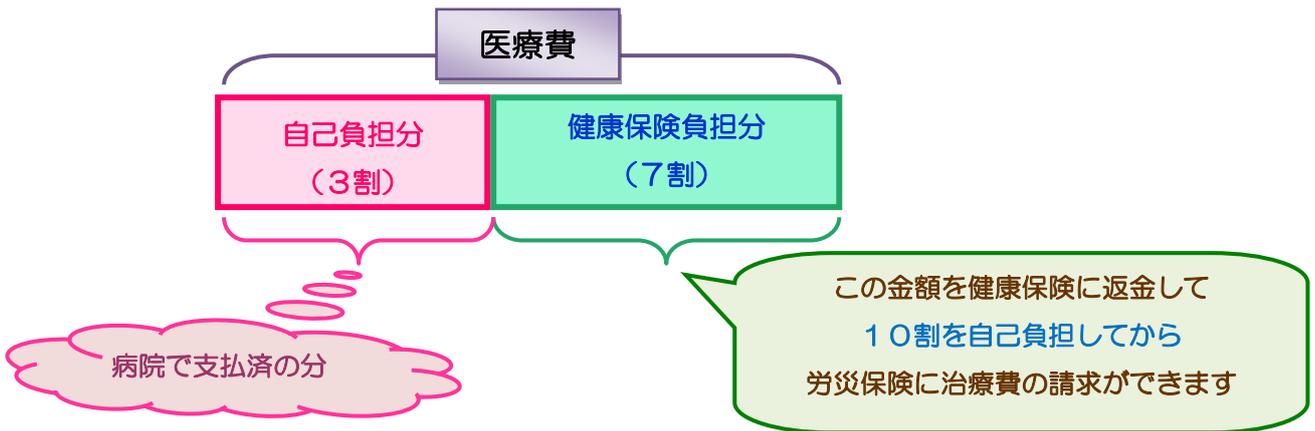


## ☆ 健康保険から労災保険への切替手続き方法について ☆



労災保険に治療費の請求をするため健康保険返金手続きによる方法は、次の①～③の順番に手続きをしてください

- ① ご本人の加入している健康保険組合（国民健康保険の場合は市区役所）へ
  - いつ（受診した日）
  - どの病院・薬局に
  - 何のケガ（または病気）について労災扱いにする旨を連絡します。

- ② 連絡を受けた健康保険組合（国民健康保険の場合は市区役所）から、健康保険（または国民健康保険）が支払していた7割分についての返還請求があるので、送付された振込用紙で支払いをします。  
※振込用紙と同時に厳封された診療報酬明細書（レセプト）が送付されるので、絶対に開封をしないで監督署へ提出します。

\*この時点でようやく、すでに病院・薬局に支払いした3割分と、健保（国保）に返還した7割分で合計10割分を全額自己負担した状態になります。

- ③ ご本人の会社の管轄労働基準監督署へ、
  - 様式第7号（通勤災害の場合は様式第16号の5（1））
  - 病院の3割分の領収書（紛失した場合は紛失届）
  - 健保（国保）に返還した7割分の領収書
  - 健保（国保）から送付された診療報酬明細書（レセプト）以上の4点をそろえて、提出します。

上記方法の他にも請求手続き方法があります。  
不明な点がございましたら、労働基準監督署あてにお問い合わせください。